

平成 28 年 職員の給与等に関する報告及び勧告について (概要)

【勧告のポイント】

- ① 月例給、期末手当・勤勉手当 (ボーナス) とともに 3 年連続引上げ改定
 - ・ 民間給与との較差 (0.15%) に基づき、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準を引上げ
 - ・ ボーナスを民間の支給割合に見合うよう 0.15 月分引上げ (4.15 月分→4.30 月分)
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額の 6,500 円とし、子に係る手当額を 10,000 円に引上げ (これまでの受給者に与える影響を考慮して段階実施)

1 給与勧告の基本的考え方

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘察し、検討を行った。

2 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 公民給与の比較

企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 436 のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 144 事業所を实地に調査した。

＜月例給＞

職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種のもの本年 4 月分の給与月額等を調査し、役職段階、学歴、年齢が同じ者同士を比較した。

公民比較給与		較差 (A-B)	
民間 (A)	職員 (B)	較差額	較差率
363,532 円	362,993 円	539 円	0.15%

(注) 職員の比較給与には、扶養手当、住居手当、単身赴任手当等の手当を含む。

＜特別給 (ボーナス) ＞

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に民間事業所で支払われた特別給 (ボーナス) の支給割合を比較した。

民間 (A)	職員 (B)	差 (A-B)
4.31 月分	4.15 月分	0.16 月分

(2) 本年の給与改定 【勧告事項】

＜給料表＞ 【実施時期：平成 28 年 4 月 1 日】

本年 4 月における職員給与が民間給与を下回っていることから、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準の引上げ改定を行う。

【行政職給料表適用者に係る給与改定額 503 円 (給与改定率 0.14%) 】

＜初任給調整手当＞ 【実施時期：平成 28 年 4 月 1 日】

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表 (I) の改定状況を勘察し、引上げ改定を行う。

＜期末手当・勤勉手当 (ボーナス) ＞ 【実施時期：平成 28 年 12 月 1 日】

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数 (4.15 月分) が、民間事業所の特別給の年間支給割合 (4.31 月分) を下回っていることから、支給月数を 0.15 月分引き上げる。

【年間支給月数 4.15 月分 → 4.30 月分】

※ 行政職給料表適用者に係る平均年間給与額 [年齢 42.1 歳、経験年数 21.6 年]
勧告前 5,887 千円 → 勧告後 5,950 千円 (63 千円増)

3 扶養手当の見直し【報告事項】 【実施時期：平成29年4月1日から段階実施】

女性の就労をめぐる社会状況の変化や民間企業及び職員における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

- ・ 配偶者に係る手当額（13,000円）を他の扶養親族に係る手当額（6,500円）と同額まで減額するとともに、子に係る手当額を引き上げる（6,500円→10,000円）。【平成31年度以降】
- ・ 部長級（行政職給料表9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。【平成32年度以降】
- ・ 副部長級（行政職給料表8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給する。【平成32年度以降】
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、これまでの受給者に与える影響を考慮した特例措置を講ずる。

＜各年度における扶養手当の手当額（月額）＞ (単位：円)

扶養親族	年度					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降	
配偶者	行政職給料表7級以下	13,000	10,000	10,000	6,500	6,500
	行政職給料表8級	13,000	10,000	10,000	6,500	3,500
子	行政職給料表9级以上	13,000	10,000	10,000	6,500	(支給しない)
	行政職給料表7級以下	6,500	8,000	8,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級	6,500	6,500	6,500	6,500	3,500
	行政職給料表9级以上	6,500	6,500	6,500	6,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表7級以下」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9级以上」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29・30年度は子10,000円・父母等9,000円、平成31年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

4 上記以外の報告の主な内容

＜有為な人材の確保＞

県職員としての業務のやりがいや、採用後のキャリア形成支援など、その魅力を首都圏等の本県出身学生や県内の高校生等に積極的に発信し、県職員志望者の掘り起こしを行うとともに、引き続き採用試験の実施方法等について必要に応じた見直しを行いながら、有為な人材の確保に取り組んでいく。

＜両立支援の推進＞

任命権者において、今後、育児休業等に係る子の範囲の拡大、介護休暇の分割、介護時間の新設等の育児・介護に関する国の法令改正の動向を踏まえ、適切に対応するとともに、全ての職員が安心して働き続けることができるよう、休暇制度の拡充や職場の支援体制の構築について検討を行うことが必要である。

フレックスタイトム制度やテレワークの導入に当たっては様々な課題等があることから、復興業務等の状況、国や他都道府県の動向等も注視しながら検討を進めていく必要がある。

＜長時間勤務の解消＞

任命権者において、業務等に応じた適切な人員体制の確立とともに、勤務実態の適切な把握、業務の合理化・効率化、職員の意識改革など、管理監督者のリーダーシップと職員の相互理解の下で総勤務時間の縮減や年次休暇等の計画的な取得促進等の取組を進める必要がある。

教育職員の総勤務時間数が多い状況にあることから、業務改善や勤務時間の管理の徹底、長時間勤務の改善策の検討など、実効性のある取組を進める必要がある。